

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録 第四号

本委員会の参与は平成二十四年二月九日(木曜日)両議院の議長により、次のとおり任命された。

木村 逸郎君 恩玉 龍彦君
八田 達夫君

平成二十四年二月十五日(水曜日)

於衆議院第十六委員室

午後一時三十分開会

出席者

委員長 黒川 清君

石橋 克彦君 大島 賢三君
崎山比早子君 櫻井 正史君
田中 耕一君 田中 三彦君
野村 修也君 蜂須賀博子君
横山 禎徳君

参考人 (原子力安全委員会委員長) 班目 春樹君
(参考人) (前原子力安全・保安院長) 寺坂 信昭君
(参考人) (東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局長) 木村 逸郎君
安生 徹君

本日(の)会議に付した案件
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営
規程の取扱いの件
原子力安全委員会の組織・役割と原発事故当時
から現在までの状況等について
原子力安全・保安院の組織・役割と原発事故当
時から現在までの状況等について

○委員長(黒川清君) それでは、時間が参りました。国会による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、通称国会事故調と言っておりますが、

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号 平成二十四年二月十五日

第四回委員会を開会いたします。

お手元にありますように、まず、きょうの項目の二番目ですけれども、委員会の運営についてお諮りいたします。

まず、委員会の運営に関しては、参与についてでございますけれども、当委員会の参与として、お手元の資料一に記載のとおり、原子力工学が専門の木村逸郎先生、それから、放射線医学その他分子生物学が御専門の八田達夫先生、さらに、経済学、公共政策が御専門の八田達夫先生の三人が任命されましたので、御報告いたします。

次に、委員会運営についての二、運営規程というところで諮ります。この委員会の運営規程でございますが、改めてお手元に配付いたしました資料二の案で進めたいと思っておりますが、特に委員の方から御異議ありませんか。

「異議なし」と言う者あり

○委員長(黒川清君) それでは、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) それでは、きょうの三、四に入りたいと思っております。

まず、原子力安全委員会に関する質疑応答というところで、本日の参考人との質疑応答を開始しようと思っております。本日は、原子力安全委員会の班目委員長、それから、原子力安全・保安院の寺坂元院長においでいただいております。お忙しい中、お二人の委員長、院長に、国会事故調査委員会に御協力いただきましてありがとうございます。

今般の東京電力の福島原子力発電所事故当時、最前線の責任者として、大変な責任のある立場で大変に御苦労されたお二人から、当時の状況それから経緯を伺い、原子力災害時の緊急対策につい

て、あるいは事故の被害の軽減対策について、また、今後の原子力安全のあり方について等にたいして、有意義な議論をさせていただければと思っております。

まず、原子力安全委員会について、班目春樹原子力安全委員長にお願いたします。きょうはよろしくお願いたします。班目委員長は参考人として御出席いただき、本日にありがとうございます。

早速ですが、福島第一原子力発電所事故が起きたことについて、これまで原子力安全についての総元締めという立場でおられました班目委員長には、過去の原子力安全委員会の活動についてどのようにつつまれていらしたのでしょうか。まづお聞かせください。

○参考人(班目春樹君) まず、原子力安全委員会というところは、原子力安全の確保に関する基本的な考え方を示すということが最大の任務となっております。

したがって、そういうものを安全審査指針類としてこれまで発行してきたわけでございますが、今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははつきりと認めざるを得ないところでござい

ます。例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくていいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表しておわび申し上げたいと思っております。

そういうことで、現在、原子力安全委員会では、そのような安全審査指針類にしましては順次改定を進めているところで、原子力安全委員会は

応この三月末をもって新しい組織に引き継がれるということですので、三月末を目指して、いろいろな中間取りまとめを外部の専門家の方にお願しているところでございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

確かに、今までのことでは、今般の福島第一原発でいろいろなことが明らかになってきたと思えますが、先生、特に御専門の立場もありますし、こういう委員会の委員長とされて、全電源喪失という思いもかけない事故と今おっしゃいましたけれども、このようなことはどの程度に想定されておられたのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 安全委員会としては、大分前に検討した結果、我が国の停電の事情というものから考えて、諸外国と比べてその頻度は非常に低いだろうというデータをもって、全交流電源喪失というものは考えなくていいとしてしまっております。

それから、外部からの電源というのは基本的に安全系ではないというか、安全確保のためにはディーゼル発電機が生きていなければならないこととで、ディーゼル発電機の安全性ばかりに気をとられていた。しかしながら、ディーゼル発電機だつて水没してしまえば使えない物にならなくなる。まさに、コモンコーズといえますか、津波が押し寄せたら、複数台用意しておいても一巡にだめになるわけですね。

そういうことについての配慮というのが全くなされていなかったということは、大変な問題だったであろうと考えております。

○委員長(黒川清君) そうすると、やはりそういうことを、先生も御専門の立場ですから、特に低いところにあるディーゼルエンジンなんかもそうですけれども、想定されなかったんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、当時から私が

ずっと安全委員をやっているわけではございませんので、あくまでも推測になります。しかしながら、若干気になるのは、我が国と違って、例えばアメリカなんかを見ると、ステーションブラックアウトと言いますが、これについてはしっかりとこういうふうな対応をしないという方針、文書をつくってございます。そういうのを横目に見ながら、何ら対応もしなかったというのは問題であつたと思います。

結局、この問題のさらに根っこにあるところは、諸外国でいろいろと検討されたときに、ややもすると、我が国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけといいますか、やらなくてもいいよというこの説明にはかなり時間をかけてしまつて、幾ら抵抗があつてもやるんだという意思決定がなかなかできないシステムになっている。このあたりに問題の根っこがあるのではないかと、うふうに私自身は考えてございます。

○委員長(黒川清君) その何となく難しいというのは、先生の御経験だとどういうところにあるんでしょうか、具体的には。

○参考人(班目春樹君) 私の立場でどこまで申し上げていいかわかりませんが、ある意味ではこれは官僚制度の限界といえますが、例えば、その担当の人間が大体二年くらいで日本の場合はかわつていくわけですね。そういうときに、物すごい大きな問題まで取り扱ひ出すとすると、自分の任期の間に終わらない。そうすると、ややもすると、そういう大きな問題に手を出さないで、それで、いかにそういうことを議論しなくてもいいかということの説明ばかりやればいいと。

日本の公務員制度というのは、基本的に加算方式ではなくて減点法だと思えますので、そういう制度をとっている限りは、なかなかそこは深掘りができないんじゃないかというふうに思っております。

○委員長(黒川清君) それから、安全委員会の委員長の立場、あるいは安全委員会としては、先生

が先ほどおっしゃったように、特に海外で、いろいろな態様によって非常にスベシフィックなところか、どういふことをするとか、割にきちんと記述された指針みたいなのが出てきますよね。そういうことについては、もちろん当事者の役所も知つていたんだと思うんですが、議論しているうちにそうなんだという話ですが、例えば事業者に対してはどういうふうにながら伝わるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 私は、我が国の場合、もつと事業者の責任というのを強く求めるべきだというふうには思っております。

そして、事業者と規制当局との間に、これはIAEAなんかの安全基準にも書いてございますが、まさに、フランクでオープンで、それでいてフォーマルなちゃんとしたコミュニケーションがなされなければいけない。そこがどうもうまくいっていない。

ややもすると、護送船団方式といいますが、一番低い安全基準が何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としてはのんでしまう。今度は、それが出されると、国が既にどこで安全を与えているんだから安全ですよといつて、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなってしまう。何かそういう悪循環に陥つていたのではないかと。

やはり、本来安全確保の一義的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがって、電力会社は、国がどういふ基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしない理由として安全委員会がつくっているような安全審査指針が使われているとしたら、大変心外だと思えます。これからは決してそうであつてはならないというふうには思っております。

○委員長(黒川清君) 委員長は心外というお言葉でしたけれども、東京電力が今回のことで想定外と言つたのはいかがでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは非常に難しいところ

で、果たしてあれだけの津波をどれだけの人間が想定できたかはわかりません。

しかし、まず二つ申し上げたいのは、第一に、こういう津波自体が想定を超えるものであつたとしても、そこでもう手だてがなくなつてしまつたということはあつてはならないわけです。津波は想定を超えたかもしれないけれども、その先の防備というが防護対策が何重にもなされているべきである、これが原子力の安全を守る原則です。それがなされていなかったということは非常に残念だというふうには思っております。

それから二番目に、やはりあれだけの津波を想定できたかは別として、ある程度新しい知見というのが出てきていて、福島県沖においても大きな地震の発生があり得るという知見が出ていたわけですね。それなのに、それに対する対応がこれたということについても大変残念に思っております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、事故後の対応についてということで、野村委員の方からお願ひいたします。

○野村修也君 委員を務めさせていただいています。野村でございます。

きょうは、大変貴重な御発言をいろいろといただきましてありがとうございます。

今、事故後の話について少しお話を伺いたいんですが、その前に一点だけ、今の委員長とのやりとりの中で伺ひたいことがあるんです。

先ほど、やはり役所の人たちの仕事の仕方についての問題点、あるいは事業者の方が本来一義的な責任を負うべきだということの御発言、確かにそのとおりだと思つております。私がちょっと承知しているところでは、委員長自身も、かつて、発電機を二台設けるべきではないかということとが例えば訴訟等で問題になった際に、そのようなことをやれば、そもそも原発の設計などではできないというふうなことを御発言されたたり、あるいは国会でもそういう御発言をされたという記録が残っているやに思つてますが、そういうことは御

記憶はないでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 発電機というのは多分ディーゼル発電機だと思ひますが、ディーゼル発電機は複数台用意しなければいけない、これは安全指針にも書いてあることなので、多分そうではなくて、ある程度、設計において事象を想定します。想定して、そこで一旦切り切る。これは設計をする以上はやむを得ないという発言をしているところでございます。

例えば、堤防を設計するときにはどれだけの洪水まで考えなければいけないか、それを想定しなければ物はずくれません。ですから、物をつくるためには想定は必ず必要なんです。ただし、想定を超えた場合も考えておかなければいけない。そういう意味での切り切りは必要だとは言つておられると思いますけれども、それ以外はちよつと記憶にございません。

○野村修也君 わかりました。

想定外のことを考えるということと切り切りをするということとは、どういふふうな御関係になるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これは、ディフェンス・イン・デプス、多重防護と言つておりますけれども、何層にも、何層にも深く守らなければいけない。

ですから、物を設計するときには、ある想定のもとに設計する。だけれども、それで満足しないで、今度はそれを超えたことについても考えておく。またさらに、そこに防護策を用意しておく。さらにそれを超えた場合にも、これを何重にもやっておく。これが多重防護、ディフェンス・イン・デプスということでございます。

○野村修也君 そういう意味では、安全委員会の方は、そういう意味での多重防護というの、どういふか深層防護というの、十分配慮されていたというお考えでよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) いえ、配慮されていません。

国際的な水準からいいますと、IAEAなどで

は五重の防護という言い方をさせていただきます。事象の発生防止、進展防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに對してIAEAなどでは、さらにそのを超えてシビアアクシデントになったときの防護対策、さらには、最終的には防災対策といいますが、そういうところまで考えないと言っているところを、我が国の場合は三重のところでとめていた、そういう反省がございます。

○野村修也君 ありがとうございます。

では、先ほど委員長から言いましたような事故後の対応について少し伺いたいんですけれども、班目委員長は、御自身、国会で、安全委員会の非常時体制というのを見ていなかったという御発言をされていると思うんですけれども、これは具体的にどの点を指してどのように御評価されておられるのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 例えば、震災後、直ちに原子力安全委員会は緊急助言組織というのを立ち上げるのになってございます。緊急助言組織を立ち上げるために、一斉携帯メールシステムを使つて非常招集をかけたんです。その招集は、実は私自身の携帯にも届かなければいけないんですが、鳴つたのはいいんだけど、届かなかつたんです。

結局、こういう場合にこうする、ああするということを決めておきながら、携帯が通じない等々で、決められたとおりにほとんど何もできないという状況でございました。

したがって、実は電話もなかなか通じなくて、助言組織をなかなか立ち上げられなかつたんですが、むしろ自主的に歩いて集まつてくださった方に助けられたという形なんです。そういう意味では、こういう緊急時に対する想定というのは不十分であつたというふうにつくづく感じております。

○野村修也君 ありがとうございます。

そうはいいながらも、原子力災害対策特別措置法に基づいて、委員長自身は、総理、その当時の

災害対策本部長に対して技術的な助言をされるというお役目を果たされたわけでありまして、今になって思うとうち少し助言すべき点があつたんじゃないかという感じが、もしお気づきの点がありましたら教えていただければと思います。

○参考人(班目春樹君) これは、当時の状況では非常に難しいと思います。

というのは、技術的な助言を与えるに当たっては、現状がどうなっているかという情報がないとできないんです。私が助言していた場所は、十八入ればもういっぱいになってしまつて、しかも固定電話が二回線しかなくて、携帯電話も通じない場所、情報がほとんど入つてこないんです。そういう場でできる助言というのはもう限界だつたのではないかと自分自身では思つております。

ただ、実際問題として、私、あのころ、一週間以上ほとんど寝ていまして、記憶がほとんどすつ飛んでしまつています。どういふ助言をしたのかというのも正確には覚えていないという状況です。で、ちよつと、まだその辺は総括できていないというふうな状況でございます。

○野村修也君 わかりました。

今おっしゃられたのは、官邸の五階におられたということでしょうか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、私はずつと、少なくとも十一日の夜の九時の時点からヘリコプターで飛び立つまでは、私の記憶では、官邸の地下にある危機管理センターの中二階という小さな応接室にいたと記憶してございます。

○野村修也君 その中二階におられる、あるいは、その後は五階に移られたということでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 現地にヘリコプターが飛んで帰つてきて、一旦四号館に帰つていますけれども、その後は、今度はむしろ五階の方におりました。

○野村修也君 その中二階ないしは五階でさまざまなことが決定されたと思うんですけれども、御

記憶のある限りで結構なんです。三月十一日から十二日午後にかけてまして、そこで重要な決定として覚えておられることというのはどんなことがありますでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 先ほどちよつと申しましたように、私は本当に記憶がほとんど、生の形では残っていない。それで、その後、例えば政府事故調の報告書とか東電の報告書とかいろいろものを読んだり、あるいは安全委員会のほかの人と話したりで大分補ひつゝあつてきていますので、絶対こうだつたという自信はございませんが、最も確からしいことで申しますと、まずは十一日ですけれども、二時四十六分の地震後、五時半ごろに官邸に向かつていると思います。

それで、どうも会議室の前で待つていてもなかなか会議が始まらないなといったところに、多分、保安院の平岡次長が何かによつと助けてくださつたといつて一度呼ばれて、総理のところに行つていふんじやないかという気がします。そこにもう既に東京電力の方が呼ばれていて、とにかく電源車を運んでほしいという話になっていて、これは電源の問題なんですということに既になつていたと思います。

それからずつと、今度は原子力災害対策本部が立ち上がるまでまた随分待たされて、それが終わった後、一旦、私自身は安全委員会のある四号館の方に戻つてございます。

九時になつてから、再び、ぜひ来てくれということ、今度は官邸地下の危機管理センターの中二階の方にこつたわけなんです。今度はそこで、いわゆる全交流電源喪失どころではなくて、直流電源もなくなつていふんだという事態を知つて、その前からちよつとそう感じ込んでいたんです。この前とちよつと、要するに、圧力を下げて、消防自動車でも何でもいふから何か使つて水をかけるしか、これはもう手がありません。東京電力の武黒フエローがそこいらつしやいましたので、武黒フエローと相談しながらそういう助言をしたわけなんです。

その前に、非常にはつきり覚えていふのは、海江田大臣から、当時の経済産業大臣ですが、我々は、東京電力というプライベートカンパニーから、あしえてくれようしてくれ、自衛隊を使つて何かやつてくれと頼まれて、政府決定できるわけはないので、おまえの口からいろいろ助言を聞きたいんだというふうに言われたことだけは非常に鮮明に覚えております。

それで、もうこれは、圧力容器の圧を下げるということ、今度は格納容器の圧が上がつてしまつたから、格納容器ベントというのをやらざるを得ない。格納容器ベントをするというのは、もちろん住民の避難が大前提になりますので、というふうなことで、格納容器ベントについての助言を行つた、これは確かだろつと思つています。

その後、格納容器の圧が上がつていふと、いろいろあつて、とにかくベントを急いでくださいと言つた後、最後はヘリコプターに乗るまで何を言つていたかとなると、正確なところはほとんど覚えていないというのが実情です。

○野村修也君 ありがとうございます。

今、ベントの話が出てきたんですが、ベントについての技術的な説明を行つたのは委員長御自身という理解でよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) 多分、私の口から、ベントというのはこういうものなんです。

ベントということでは何か世の中に通つてしまつていふすけれども、これはあくまでも圧力容器の燃料に水を入れるのが目的なんです。そのためには、しかし、最終的には格納容器の圧を下げるためのベントをしなければいけないということ、一生懸命その辺の解説をしていたらうと思つています。

○野村修也君 今、水を入れるという話が出てきたんですけれども、海水注入が行われる際に、班目委員長御自身は、総理に對して、海水注入をするという再臨界の可能性はゼロとは言えないというふうな御発言された報道ベースでは報じられていふわけなんですけれども、この発言自身は真実と

いうふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 私自身は、そういう記憶は実は全くございません。

ただ、二つ確かなことがございまして、私の方から再臨界の可能性についてまでも言わないだろうと思います。真水を入れるよりも塩水の方が可能性は低くなりますので、私から言ったとは思いません。それが一点。

第二点として、再臨界の可能性があるかと聞かれたら、これはゼロではないと必ず答えます。温度が下がっていくと、再臨界の可能性というのはゼロじゃないんです。

ですから、私自身、そういう発言をしたかどうかという記憶は全くないけれども、その二点だけは多分確かだろうということです。

○野村修也君 委員長の周りで、まさに海水注入が行われていたわけですが、そのとき委員長長自身は海水注入をすべきだというお考えだったのですか、それともすべきではないというお考えだったのですか。

○参考人(班目春樹君) もちろん、海水でも何でもいから水をつぎ込むべきである、当然、海水で結構ですから注入してくださいと言いつつ続けたと思います。

○野村修也君 ありがとうございます。

それから、あと一点最後に伺いたいんですが、官房長官は記者会見で、放射性物質が大量に漏れるような事故ではなかった、したがって直ちに影響はないという発言をされておられるんですが、これも、この御発言について、もし、班目委員長、その当時のことを御記憶がありましたら、その当時どう思っておられたのか、そして、今思えばこの発言は正しかったというふうにお考えでしょうか。

○参考人(班目春樹君) ここもほとんど記憶がないんですが、当時の枝野官房長官の発言に対して私が何かサジェスチョンしたことはないと思います。

というのは、実は聞いたときに、直ちに影響がないと言った、我々原子力をやっている人間からは、晩業性のいわゆるがんの影響はあると言っているように聞こえるので、ああいう発言はむしろしないですね。ですから、多分私のサジェスチョンはしていないと思います。

それから、私自身があの水素爆発のシーンを覚えていたかという点、まず第一に、ああ、これは格納容器の圧力が上がって、それで、しかし、あるところまでサチつていたというところは漏れていたに違いない、当たり前だよね、ということとは水素は当然出ていたね、ということは爆発を考えたければいけなかったんだとほとんど瞬間に思っています。

ただ、爆発のシーンを見た途端に、実は、一号機の爆発はオペレーションフロアの上のほうで、上の方だけがすっ飛んでいますので、逆に格納容器はもったんじやないか、事実、東京電力が、周辺の放射線量が非常に高くなって大変なことになっていっていると言っているじゃないかということ、半分安心したという、こんなことを言ったら大変よくないことなのかもしれないけれども、そう思ったという記憶もございません。

○野村修也君 済みません、あと一点だけ。先ほど最後に申し上げたので恐縮ですが、ペントの際に放射性物質が放出されるわけですが、ペントの際に放射性物質が放出されたとか被曝量についての評価、助言というのをを行ったのも委員長でいらっしゃると思いますでしょうか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、ほとんど記憶がないんですが、これは実は時間とともに変わってきています。

一番最初、夜の九時過ぎだったと思いますけれども、それぐらいの時点では、まだ私は炉心は溶けていないかと思つていましたので、そのころ実はどうも溶け出したところじゃないかと思つて、ペントをしても放射性物質は大して放出されていないかと思つていました。これが、時間がたつにつれて、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

て、これはもう炉心は溶けているかなと思ひ出し

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

○櫻井正史君 委員の櫻井でございます。

今、委員長の方から、当時大変混乱しておられて、記憶がなかなか混乱しておられるということ

を伺いまして、私もよく理解した上であえて聞かせていただきたんですが、先ほど、ペントとの関係で住民の避難ということを委員長はおっしゃ

りましたけれども、住民の避難とかについて、官邸のいわゆる五階なのかあるいは地下の中二階なのか、ちよつと場所が限定しませんが、決められ

るまでにどんなことが話し合われた、どのような方がどのような意見を言われたということについて、わかっている限りでお話しいただきたいんです。

○参考人(班目春樹君) 私は、どうも、一旦四号館に戻った八時から九時の間に、福島県が二キロ避難の指示を出したとかという情報を得てから官邸に向かっているみたいなんです。官邸で二キロ避難かどうかと聞かれて、それで結構ですけれど、ぜひそのようにしてくださいと答えたのではないかと

思います。したがって、三キロ避難という決定がどういう形でなされたかということは、私自身は承知しておりません。

ただ、原子力安全委員会では、実はEPZの見直しで、PAZと言っていますけれども、プレコーションナリー・アクション・ゾーンという、とにかく非常事態になったら何が何でもぱつと逃げてくださいというゾーンを決めようという議論を始めようとしていたところだったので、三キロと聞いたら何となくそれが頭に浮かんで、それで結構ですからぜひと言つたような気がします。ただ、もう余り記憶ははっきりしていません。

○櫻井正史君 くだいようですが、三キロでオーケーと理解されたというのを、もう少し、気持ちの根拠、そのときに頭に浮かんだことは例えばど

ういうものがあつてですとか、いろいろな三キロという根拠はあるんですけれども、委員長は、その辺はどのあたりのところを浮かべられたんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、その時点では、私は、まだ原子炉は、炉心は溶けていないと思つてゐるんですね。しかしながら、ベントをしてくださいと言つてゐるわけです。ベントというのはまさに放射性物質を意図的に外部に出す操作ですから、これは当然、近くにいる方には避難していただくわけじゃない。

それで、国際的にどうなつてゐるかというのを、たまたまそういう議論をやつていたのでよく知つていたので、それにのつとつた方針であるなどということ、結構な方向ではないかと思つたのではないかと思います。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

毎年のように総合避難訓練というのをやられておりますが、そのときはどんな形で避難区域というのは決定されてゐますか。あれは訓練ですからシミュレーションですけれども。

○参考人(班目春樹君) 本来、そういう訓練のときには、まさに、ERSSという、原子炉の状態がどうなつてゐるかというデータが次々に送られてきて、それをさらにSPBEDIという放射性物質の拡散予測モデルに入れて、それで、そういうのを見ながら判断する、そういうシナリオになつてゐます。

しかしながら、例えば、SPBEDIの計算がつとつたつて一時間ばかりかかると、今回のような事象にはとても間に合うような計画にはなつていなかった。やはり、そういう予測計算などに頼つたあつて、発電所の方で大変なことになつてゐるという宣言があつたら、直ちにすぐそばの方には避難していただくというルールにしておくべきものであるというふうに考えてゐます。

この辺は、現在、原子力安全委員会の方で防災指針の見直しをやつてゐまして、その辺の議論を

既に結んでいるところがございます。

○櫻井正史君 委員長のお考えはよくわかりましたけれども、今委員長の口からSPBEDIという言葉が飛び出しましたが、SPBEDIはどのようなものなんでしょうか、そういうような御発言というのは、委員長以外、どなたからありましたでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 当時、官邸に私がいる間に、SPBEDIという言葉を出した記憶は全くございません。

○櫻井正史君 委員長は今ERSSのことを言われましたけれども、私どもの理解では、SPBEDIというのは本来予測のためのもので、その予測をすることによつて、住民の避難の範囲とか避難される方向というものを、一つの要素かもしれないが、そのときの参考資料にするために使つてゐるシステムと私は理解しておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 建前上、そういうことになつてゐた。不可能だと私は思いますが。

○櫻井正史君 どの辺のところか不可能だということに考えておられるんですか。

○参考人(班目春樹君) 今回も、まだなかなか御理解いただけてゐないんですが、SPBEDIが生きていたらもううちよつとまぐ避難できたというの、は、全くの誤解でございます。

というのは、発災時の三月十一日から十四日ぐらいまではほとんど海に向かって吹いてゐまして、むしろ安心してゐるような風向だったんです。それが、十五日になりました。その前にも一回あつたかな、北の方に向かつて一回ありましたが、それから、十五日になつて一旦南に行つて、ぐるっと西の方を回つて北に行つて、また戻つてきて北西方向に行つてゐるような風向なんです。これがたまたま北西方向に向かつてゐたときに、そちら方向で雨が降つてしまつた。したがつて、現在、飯館の方までかなり土壌が汚染されてしまつたわけなんです。

SPBEDIをもう一回使つて当時のことを再

現していただくと、これを使つてどうやって逃げるという結果になるかというのは明らかです。で、ぜひ、その辺は追実験して、SPBEDIの実力というのはこんなものだということを御理解いただきたいと思います。

原子力安全委員会の方で、まさに逆算して、現状に合うように一生懸命入力データを調整してみたら、たまたま現象が説明できるという図だけを先に示してしまつたものだから、あれがあれば逃げる方向を間違えないで済んだというふうに皆さんが思つていらつしやるとしたら、これははっきり間違ひです。で、ぜひしっかりと説明をさせていただきたいと思います。

○櫻井正史君 委員長の今回についての御説明というのは今伺つてゐたところでありましてけれども、結果的にそういうことであるのかもしれないが、そもそも、建前はと委員長はおつしやられましたが、先ほど私が申し上げたように、SPBEDIというのは本来使つてみるためのものではなかつたんでしょか。結果的にそれで住民避難にプラスになつたかプラスにならないかという観点ではなくて、何はともあれそういうツールがあるんだから、あらゆるツールを使つて少しでも何かを考えていくというふうなお考えはいかがでしょうか。

○参考人(班目春樹君) これはもうおつしやるとおります。SPBEDIというのが、確かにその時点では天気予報にすぎないものではありますけれども、発電所からどういふふうな風が吹いてゐるかというのをきつとつたその時点、その時点では示してゐるものから、これは当然公開はされてゐるべきものであつたというふうには思つております。

○櫻井正史君 今、その時点とおつしやりましたけれども、細かい話で申しわけないんですけども、予測機能というのが、もう委員長十分御承知のとおり、現段階だけではなくて、今、風が回つておられたということですが、精度とかいろいろ

な情報の問題はあろうと思ひますけれども、使用の方によつては、雨の時期、方向ということもSPBEDIで何時間か先まで予測することは可能なわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、もちろんでございます。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

そうしますと、委員長は、今回のようなケース、簡単に言つて、ERSSの情報が十分でないときにはSPBEDIはほとんど機能しないだろう、まとめるという御見解ですか。

○参考人(班目春樹君) そういうふうには考えております。

○櫻井正史君 わかりました。ありがとうございます。

データがない場合に単位量で入れるということになつておりますね、マニュアル上は。その辺についてのお考えは、評価というのとはどんなふうにかへておられますか。

○参考人(班目春樹君) 事実、単位量ですつと原子力安全技術センターの方では計算してゐたわけですので、これは当然、逐一公表されるべきものであつただろうというふうには思つております。

○櫻井正史君 その図、わかりやすく言つと図になるんですけれども、それについては委員長のものには届いておられませんでしたか。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも官邸にいたときには、全くそれを見た覚えはございません。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

最後に、委員長が先ほどおつしやつておられましたけれども、これからSPBEDIをどうするかということについて御検討をされてゐるということですが、よろしければその辺を、どんな御検討を今されてゐるかということをもう少し説明していただけたらとありますが。

放射線量の実測に基づいた決定というのを主とすべきだと思っております。

ただ、では、SPREEDIが全然使えないかというところ、そんなことはなくて、その発電所のある場所ではどういふふうな風が普通吹くとか、そういうふうなところについてはあらかじめ計算しておけば、どういふことを気にしなければいけないかというのとはつきりわかるわけですね。ですから、そういうのをあらかじめどんどんやって、それを防災計画にうまく組み込んでいた方がいい。こういう意味では、SPREEDIというのは大変使いやすいツールではないかというふうに思っております。

○櫻井正史君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) 原子力安全委員会の方では、SPREEDIについては、今回のことを含めて、正確性、いろいろな意味があるんでしょうけれども、その信頼性が低いために使わないというような方向だと今おっしゃいましたよね。

畑村委員会の中間報告では、むしろそうではなくて、予測情報提供されればという条件はあるんだけれども、今おっしゃったようにいろいろなシミュレーションがあると思いますが、より適切な避難経路などを選ぶ指針が、ああいうところはデシジョンが早いというのがすごく大事です。で、ラフなガイドかもしれないけれども、ある程度のそういうことを、電源が切れたとかいろいろあつて、実際に避難された方たちの話を聞いてみると、ほとんどがテレビで知ったという話が多いんですね。

そういう意味では、別の対策はあるにしても、やはりSPREEDIなどの使い方にもしっかり工夫が要るという話も出ていますので、それはまたどうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) この辺も、ぜひしっかりとした検証をしていただきたいというのが安全委員会の基本的な立場でございます。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。それでは、よろしいですか。特に今のところは

足すことがなければ、原子炉の安全基準についてちょっとお伺いしたいんですが、これについては大島委員。

○大島賢三君 委員の大島でございます。

私の方からは、原子力安全、あるいは原子炉の安全といたった問題につきましては、国際的な側面、国際的な視野、こういった見地から質問をさせていただきたいと思っております。

原子力の平和利用につきましては、世界的に、一方で競争があり、他方で協力、特に安全性、セキリティの向上については国際的な協力、基準づくりといったものがIAEAを中心に進んでおるわけです。同時に、先ほどちょっと委員長も触れられましたけれども、アメリカでのB5bのことを恐らくおっしゃったんだと思うんですけど、いわゆるよき先例、グッドプラクティスを取り入れていく、そういう側面もあるうかと思っております。

いずれにしても、そういった国際的に合意されていく、つくられていく基準のようなもの、特に安全の問題につきましては、こういったものに對する日本、特に安全委員会の取り組み、その必要性に対する認識というのをどういふふうに持っておられるか、ちょっと冒頭お聞きしたいと思っております。

○参考人(班目春樹君) これからのことですか。

○大島賢三君 今までも含めて。

○参考人(班目春樹君) まず、先ほど冒頭に申し上げましたように、我が国の場合には、国際的にほとんど安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはなくてもいいかという言いわけづくりばかりをやっている、裏面目に對応してはなかったのではないかという思いがございます。

B5bなんかに至っては、安全委員会は全く実には知らなかった。今回初めて知って、ああ、これをもっとちゃんと読み込んでおくべきであった。あれがたまたま、九・一一、核セキリティの方の話としてあつたものですか、安全委員会の

所掌ではなくて原子力委員会の所掌で、安全委員会は全くつなば機軸に置かれたということ。それからこのことなんですけれども、世界に對してこれだけの迷惑をかけた国としては、最高の安全基準を定めるのは当然の責務でして、むしろ、まずは世界的な安全基準に追いつかなければいけないんですけれども、それを追い越してそれ以上のものを定めていく、これはもう国際的な責務だということに思っております。

○大島賢三君 ありがとうございます。少なくとも、今まで、従来においてはそういった国際的な動きに對してやや内向きであつた、そのいろいろな説明も先ほどおっしゃいましたけれども、事実としてそういうことがあるんじゃないか、こういうことであるわけです。

特に安全基準につきましては、IAEAにおいて、基本安全原則というきちとした国際的なルールができておるわけですね。その作成の過程においては、たまたま日本人の次長の方がリードをされてこういったものができたわけなんですけれども、こういった安全基準をつくる過程において、各国の原子力安全当局の専門家が参加していた中で、日本からはそういう専門家の参加がなかったというふうなこともあつたように聞いております。

と同時に、もっと肝心なことは、その基本安全原則なるものが、欧州連合諸国、EU諸国においては、二〇〇九年でしたか、採択をされている、それから、アメリカにおいても翌二〇一〇年には採択をされている、発展途上地域や旧ソ連諸国は義務的に参加しているといったような状況がある中で、主要な原子力国である我々日本だけが入っていない、いわば蚊帳の外にあるという指摘を専門家の方もなされておるわけです。

こういった実態をいろいろ考えますと、委員長がおっしゃっているような体質というもの、残念ながら非常にあるんじゃないか。これは、今おっしゃったように、これからの対応としてはぜひ変えていく必要があるんじゃないか。恐らく、多く

の専門家の方はそういうふう感じておられると思いますが、私個人としてもそういうふう感じているわけでございます。

○参考人(班目春樹君) まさに先生のおっしゃる通りでございます。そのための最大限の努力をしなければいけないというふうに思っております。

やはり、我が国の例えば安全審査指針なんかを一つとってみても、変えるのに余りにも時間がかかり過ぎていくというところがございます。幾つかありましたけれども、まず、例えば、そもそもシビアアクシデントを考えていなかったというのは大変な間違いだったというふうに思っています、そこについては急遽変わってきていると思っております。

それ以外も、実はいろいろな事象の想定の中に、ちょっと専門用語になって申しわけないんですけど、決定論的な考え方だけではなくて、確率論的な考え方とか、いろいろなものをちゃんと組み合わせて適切に考えないといふふうな国際的な安全基準はなっています。その辺についてもまだ全く追いついていない。ある意味では三十年前の技術が何かで安全審査が行われているという実情があります。

こういうあたりは、早急に直していかねばいけないというふうに考えているところでございます。

○大島賢三君 最後ですけれども、今、政府の中で日本の安全規制改革が進められておるわけですが、けれども、安全委員長として、今おっしゃったような認識を新しい組織に反映していく上で、どういふ助言あるいは指導をされておられるのか、あるいはこれからはどうしていかれるのか、その辺についてのお考えもちょっとお聞きしたいんです。

○参考人(班目春樹君) まず第一に、新しい組織については、原子力安全委員会自体もまさに検証の組上りのついでに、積極的な発言をするべきではないというふうに考えてございま

す。

あえてきようは、むしろ自由に発言をしていいという場を与えていただいたというふうに考えていますので、個人的な意見を述べさせていただきます。この問題というのは、最後は人だなというところをつくづくと思ひ知らされたということだと思います。

つまり、例えば、実はきよう午前中も衆議院の予算委員会に呼ばれていましたけれども、その場で、三条委員会がいろいろの規制という組織がいのかという議論もありましたけれども、それ以上にやはり人なんです。安全性を高めるためには、最大限の努力、どんなに事業者が抵抗しようと思っても最大限の努力をするんだという思いが強いのか、それだけで決まってしまう。そうでないと、また、何か一生懸命言っているだけを考えて、現状のままでいいかなるかというところにとどまらねない。

これはもう、組織の形態がどうあるかというよりは、そこを引っ張る人の意欲と知識で決まるのではないかというふうに私自身思っているところでございます。

○大島三三 ありがとうございます。

○野村修也君 今までの組織を引っ張ってこられたのは委員長御自身なわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、さようでございます。

○野村修也君 ということは、何か先ほどから、官僚の動き方が悪いとか事業者が悪いとおっしゃっておられるんですけれども、人として最もおかしい動き方をされていたのは委員長御自身なんじゃないんですか。

○参考人(班目春樹君) それは、ある程度のことろは認めざるを得ませんが、私も、実は原子力安全委員会に来たのは二年弱前、平成二十二年の四月の二十一日だったか何かです。

それから十一月で発災になっていくわけですが、それに至るまでの間にいろいろと中で議論をして、例えば、シビアアクシデントの規制要件

化は絶対にやろう、安全指針類についてもいろいろ見直そうというところをやろうとしていた。今言っても言いわけになってしまうので余り言いたくないんですが、やろうとはしていたということだけは、ちょっと、あえて言わせていただきたいと思います。

○委員長(黒川清君) 先生のところのスタッフについて、先生はどのぐらい満足して、何が必要だと思われませんか。何人ぐらいいるんですか、委員だけじゃなくて、スタッフとか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会という組織は、百人と言っていますけれども、実際には、七十名ぐらいがいわゆる常勤のスタッフです。それ以外に三十名ぐらい、非常勤の技術者という方を抱えてございます。技術者の方というのは、例えば昔の原研のOBだったり、そういう専門家の方ですが、残念ながら非常勤です。

それ以外に、指針をつくるために、例えば石橋先生なんかに御協力いただいたりなんかしていますけれども、外部の専門家というのを合計三百人ぐらい抱えている。ただし、この方たちはあくまでも、本来、大学の先生であったり病院の先生であったり、そういうような方が、そういうときだけお手伝いいただく。

こういう非常勤にも、緊急助言組織を立ち上げるわけですから、そういうところに集まってくる方々も、本職は別に持っている方が集まってくるんだと、そういう体制になっているということでございます。

○委員長(黒川清君) いや、だから、あんなからの常勤の人たちの質はどうだと思っていますかというところです。

○参考人(班目春樹君) 少なくとも、私が着任していろいろとそういう人々と話し合った結果、随分意識改革はしていただいて、私の手足となつて働いてくださるようになりかけたかなというところで事故が起こったというのが実情でございます。

○委員長(黒川清君) それでないと、幾ら覚えて

も、その人たちが移るだけでは意味がないですからね。

○参考人(班目春樹君) そこを何とか、制度をうまくつくり込んでいただきたいと思っております。

○委員長(黒川清君) 恐れ入ります。ありがとうございます。

それでは、今度、石橋先生。

○石橋克彦君 委員の石橋です。

今の話と関連することですけれども、ちょっと次元が下がるかもしれませんが、冒頭、委員長が指針類を今見直している最中だとおっしゃった、そのことに關して具体的に伺いたいと思ひます。

原子力安全委員会では、現在、安全設計審査指針と耐震設計審査指針、これの見直しをなさっているんだと思ひますけれども、この二つの指針について、その改定に向けての現在の進捗状況と、それから今後の見通しというのを、簡単に、簡潔に御説明いただきたい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会自体が三月末でなくりますので、三月末までに中間取りまとめを行っていたかどうかと思ひます。

それで、安全設計審査指針の方に関しては、残念ながら全面的な改定というわけにはいきませんが、全交流電源喪失対策と、それから最終ヒートシンク対策あたりについて、これはむしろ深層防護でいくと第三層よりも第四層まで踏み込んだような話になるんですが、それまで含んだ形の取りまとめを行って、後は新組織に引き継ぐというふうにしております。

それから、耐震設計審査指針の方でございますけれども、こちらについては、確かに津波に関する記述が非常に少なかったもので、津波に関する記述をつけ加えた上で、さらにそれに対する手引などもつくつて、これも安全委員会自身がなくなつてしましますので、指針として策定するというところではなくて、あくまでも中間取りまとめという形で規制行政に送ろうと考えています。

というのは、指針の改定ということになつてしまつと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけなかったりで、日程的に間に合わないというところから、中間取りまとめで受け継げば、これは新組織の方でしかるべき引き継ぎをしていただけるものだというふうに考えているということでございます。

○石橋克彦君 ということは、まだしばらくの間、この二つの指針に關しても、現行の不備を抱えたままのものがまだ使われるということですね。

○参考人(班目春樹君) 現実問題として、昨年、発災後、原子力安全・保安院の方で緊急安全対策を打つていくことを指示を出してございます。このための例えば省令の改正等も行つていってしまはります。したがって、実態としては、そちらに基づいた形で行われているというふうに認識してございます。

ただ、耐震の話については、例えば安全委員会なんかも、今回の地震変動が相当起こつてしまつて、応力分布なんかも大分変わつてしまつて、そういうのを含めていろいろと再調査等をしてくださうというお願ひを保安院の方に出しているところ、そういうものの答えを待っているという状態でございます。

○石橋克彦君 ただ、三月三十日の保安院の緊急安全対策の指示、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をきつちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですね。

まうと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけなかったりで、日程的に間に合わないというところから、中間取りまとめで受け継げば、これは新組織の方でしかるべき引き継ぎをしていただけるものだというふうに考えているということでございます。

○石橋克彦君 ということは、まだしばらくの間、この二つの指針に關しても、現行の不備を抱えたままのものがまだ使われるということですね。

○参考人(班目春樹君) 現実問題として、昨年、発災後、原子力安全・保安院の方で緊急安全対策を打つていくことを指示を出してございます。このための例えば省令の改正等も行つていってしまはります。したがって、実態としては、そちらに基づいた形で行われているというふうに認識してございます。

ただ、耐震の話については、例えば安全委員会なんかも、今回の地震変動が相当起こつてしまつて、応力分布なんかも大分変わつてしまつて、そういうのを含めていろいろと再調査等をしてくださうというお願ひを保安院の方に出しているところ、そういうものの答えを待っているという状態でございます。

○石橋克彦君 ただ、三月三十日の保安院の緊急安全対策の指示、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をきつちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですね。

○参考人(班目春樹君) もちろん、そういう意味ではそのとおりでございます。

○石橋克彦君 次に、安全審査指針類の根拠にある原子炉立地審査指針のことをちょっと伺いたいです。

これは、原則として、大きな事故の誘因となるような事象が過去にももちろん将来もない、そういう場所に原則立地しなければいけないということをやつたつていますし、それから、重大事故の発生を仮定しても、あるいは仮想事故の発生を仮想し

でも、ちよつと表現が違いますけれども、両方とも、要するに、周辺の公衆に著しい放射線障害を与えるいは放射線災害を与えないことという目標を目標にしていますね。

この指針に関して、福島原発事故を目の当たりになさって、どういふふうな今評価なさっているのか。

○参考人(班目春樹君) 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。

私の聞いている限りでは、原子力基本法がそもそも改正になるというふうな聞いています。これまでの考え方というのは、どちらかというと人への被害というところだったんですが、今度、基本法が改正されて、人と環境の被害を防ぐということになるというふうな聞いております。

今までの例えば立地指針に書いてあることだと、仮想事故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方のひとつとして全面的な見直しがなされてしかるべきものだというのが、これは私の個人的な考え方でございます。

○石橋克彦君 先生個人としては、できるだけ早くにそういう根本的な改定をすべきだと思おなわけですね。

○参考人(班目春樹君) はい、そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ですけども、現在は宙ぶらりんな状態なわけで、三・一一以降、要するに指針類全体の不備が誰の目にも明らかになって以降、稼働している、あるいは一時的にとまっているけれども再稼働しようとしている、そういう既設の原発は、その安全性に関しては、適正な安全審査指針類で保証された安全性というものがいままに動いている格好になっているわけですね。国民の中には、これはもう、まるで適正な車検を受けていない大型ダンプカーが市街地を突っ走っているようなものじゃないか、怖くてしょうがないなという声もあるわけですけども、このあたりはいかにお考えですか、この現状に関して。

○参考人(班目春樹君) まさにおっしゃるとおりで、現在のところできていないのは、例えば原子力安全・保安院の方から出された緊急安全対策に対しての手当てがなされているとか、あるいは指針類の見直しも、大変残念ながら、全交流電源喪失だと津波だとかに対する配慮が足りなかったところ、そういうところを直すという暫定措置にとまっているのは事実です。

したがって、石橋先生がおっしゃるように、これは全面的な見直しを早急に進めて、残念ながら、原子力安全委員会がもうあと一月ちょっとでなくなってしまうので、新規制庁の方で、しっかりとしたものにとつて、今度はバックフィットも法律化をされるというふうな何ていいますので、審査をもう一度直直してしかるべきだというふうな思っております。

○石橋克彦君 はい、わかりました。

ですが、一方で、班目委員長は七月六日に、経産大臣に宛てた文書で、けれども、実質的には原子力安全・保安院に、例の既設の原発の安全性に関する総合的評価というものの実施を求められた。これが、現在行われているストレステストの出発点になっているわけですね。

このストレステストと、今おっしゃった安全審査指針類が今のところ不備であつたということとは、どういう関係にあるんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) それぞれ両方とも必要だと思つていて、要するに、国が最低限の基準というものは当然決めなければいけない。これに瑕疵があつたことも確かだから、それはきちんと直さなければいけない。

いましたし、今もおっしゃいましたけれども、国は安全基準について最低のレベルを決めて、プラントの安全性を本当に保証するのは事業者だ、事業者が努力すべきだということをおっしゃいましたけれども、一方で、世界の水準は、規制の基準は非常に高くなっている。それに対して、日本は非常に低くなっている。それを十分に高めて、追いついて追い越さなければいけないとおっしゃっているんですけれども、ちよつとその両方、矛盾するような気がするんです。

○参考人(班目春樹君) これは両方を進めなければいけないんです。

つまり、ちよつと日本と違って、アメリカなんかの状況を言いますと、アメリカなんかでは、事業者が自主的にどんな安全性を高める努力をするか、その結果、全体的に国が縛る範囲というのを高めてもよくなる。そうすると、さらに努力をする。

要するに、グッドプラクティスがあれば、グッドプラクティスを褒めたたえたと同時に、なぜほかのプラントではそれはできないのかということとを問ひかける形で、どんどんその全体を高めていく。ですから、国の基準を高めていく、それに先行して事業者自身がみずからのプラントの安全性を高めていく、これを常にやり続けなければいけない。

継続的改善というのはそういう形で進むべきもので、いきなりとんでもない基準をほんと示せばいいというものではないというふうに我々は考えでございます。

一致しているというふうな思っております。

○石橋克彦君 ですが、アメリカでは、例えばアメリカのNRCは去年の七月に、福島原発事故を踏まえた二十一世紀のリアクターセーフティに關して、非常に高めるためのレコメンデーションを出していますよね。ですから、そういうのに比べると、やはり日本の国の基準、指針は非常に低くて、それはそれで一方で高めていって、両方で競争していくべきだということですね。

○参考人(班目春樹君) そのとおりでございます。

○石橋克彦君 ちよつとストレステストに戻りますと、ストレステストを始めたヨーロッパでは、これは、施設の弱点を見つけて、クリフエッジとか何かそういう弱点を見つけて、それを改善していくための手法が主眼になっていると思うんです。

そういうことは、それはそれで日本でもやったらいいことだとは思いますが、一応現状では、国の安全審査指針類が非常にレベルが低い段階で、このストレステストに合格したらそれは再稼働していいということになるんですか。その辺の關係はどうなんですか。

○参考人(班目春樹君) ですから、ストレステストというのは、安全審査基準にのつとて行われるものではなくて、もっと上を目指してやるものなので、それを見せたい。安全審査指針にのつとていっているから文句ありませんねというふうな事業者が言ってきたら、文句ありますと答えようと思つています。

○石橋克彦君 ただ、ちよつと細かいことになりましたけれども、このストレステストは、かなり応急的なものか、要するに基礎体力を高めるという話ではなくて、例えば、具体的に大飯三号、四号でいえば基準地震動七百ガルの何倍まで大丈夫だという話で、このテストの方法も、今結論として報道なんかされているのは、七百ガルの一・八倍の千二百六十ガルまでは大丈夫ですということになっていきますけれども、地震動が大きくなれ

ば当然それは地震が大きいわけで、ソースが大き
いわけです。

したがって、振動の継続時間とか、それからス
ペクトルとか周波数成分、そういうものが変わっ
てくるわけで、指針類に基づいて安全審査あるい
はバックチェックをするときには、その辺もき
ちつと見て、要するにプラントの基礎体力とい
うものが高まっていくわけですね。

だけれども、現在、日本で行われているストレ
ステストは、単に倍率を掛けるだけで、だから基
礎体力を高めるものではないと思うんですけれ
ども、その辺、いかがお考えですか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会が経済
産業大臣宛てに出した文書では、まさに、みずか
らのプラントの弱点、脆弱性をちゃんと把握して、
頑健性を高めるようなそういう評価をやったと
さいということになっております。それに対して、
一次評価と二次評価という形でやりますというふ
うに言ってきたのは、これは原子力安全、保安院
の方で、とりあえずそれでやりますということな
ので、それでやるということ自体は了承してござ
います。

ただ、最終的な目標は、まさに全体としての頑
健性を高めることなので、どうも、原子力安全委
員会が存続する間に二次評価の結果を持ってきて
くださるような気はだんだんなくなつてしまつ
ているんですが、最終的には石橋先生がおっしゃ
るようなことをやっていただきたいと原子力安全
委員会としては願っているところでございます。

○石橋克彦君 最後に伺いますけれども、おと
いですが、保安院から大坂三号、四号に関しては
原子力安全委員会に報告が出たそうなんです。報道に
よると、班目委員長は、原子力安全委員会が存続
している間に結論、検討結果を安全委員会として
も出したとおっしゃったみたいですが、それと
それは今でもそういうお考えですか。

○参考人(班目春樹君) やはり、できたら出した
いと思つてはいますけれども、これは、原子力安全、
保安院の方の回答次第では、そうでない場合もあ

り得るというふうに回答していると思います。
○石橋克彦君 わかりました。どうもありがとうございます。

○野村修也君 済みません、何度も御質問して恐
縮なんですけれども、今、ストレステストとその
安全指針類との関係について、これは次元の違う
ものだということはよく理解できたんですが、それ
も、もともと、その安全審査指針類の中に仮想事
故という概念がございますよね。

これは、起こらない事故ということで、起こつ
た場合にどのぐらいの放射線量が出るのか等々を
考えながら、その周辺の避難住民の健康被害との
関係で検討していくという考え方だと思ふん
ですが、今回、実際の福島事故では、仮想事故
で想定していた放射線量の何倍の放射線が出たの
でしょうか。

○参考人(班目春樹君) 多分、百倍近く出ている
のではないかと考えられますけれども、ちよつと済み
ません、もつと出ているかもしれないですね。

○野村修也君 千倍。千倍出ているかもしれない
せんね。済みません、計算がちよつとできないの
で、ごめんなさい。

○野村修也君 私が間違つていなければ、千倍ぐ
らい。

○参考人(班目春樹君) では、千倍だと思いま
す。

○委員長(黒川清君) 一万倍ぐらい。
○野村修也君 ごめんなさい、一万倍でした。

○参考人(班目春樹君) もうとにかくすごいで
す。全然考えたこともございせんでした。

○野村修也君 桁が違つたので一万倍ですけれ
ども、起こり得ない事故として計算していた放射線
量の一万倍も出てしまつていられるわけなんです
が、それはもともと基準がとんでもなく計算間違
いということではないのでしょうか。そのことにつ
いての責任というのはないのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) とんでもない計算間違い
というか、むしろ逆に、敷地周辺には被害を及ぼ

さないという結果になるように考えられたのが仮
想事故だと思わざるを得ない。

申しわけございません。これを定めたとき、私
自身、安全委員であつたわけではないので想像で
すけれども、このあたりはもう根本的に反省して、
再出発するしかないと思つています。

○野村修也君 今おっしゃったことというのは、
結局、一万倍出るといふ計算から始めてしまつと、
日本のこの国土の中では住むところがなくなつて
しまふというような、恐ろしくそういう計算になつ
てしまふんですね、距離からいけば。

ということとは、逆に言うと、このぐらゐまで人
が住んでもいいというふうに逆算すればこれしか
出ないという計算をしたんじゃないかと御推察だ
という理解でよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。
○委員長(黒川清君) それは、多分そういうこと
なんでしょうね。立地の指針ということが、仮定
がどこかでずれてきてしまつた、もとは多分アメ
リカと同じレベルでやつたんだと思ひますけれ
ども、幾つかの仮定の設定をしつかり見直さないと
いけないんじゃないかなと思ひますけれども、そ
れはやるんですね。

○参考人(班目春樹君) 大体、立地指針なるもの
が必要なのかどうか、ちよつとよくわからない
というの、立地指針は非常に重要な構造をして
いまして、基本的なことを考えた後、今度は、い
ろいろな詳細設計が済まない最終的な解が出て
こないという非常に重要な構造の指針になつていま
すので、もうちよつと抜本的な見直しが必要かと
は思つています。

○委員長(黒川清君) それは専門家として何かあ
りますか、石橋さんか田中先生か。いいですか、
一番最初の立地指針の話は。

○石橋克彦君 確かに、根本的に考え直さなけれ
ばいけないというのを今の原子力安全委員長がお
考えということは、大変強いわけですから、どう
要するに、どういふところから建てていい、どう
いうところから建ててはいけないんだということ

がもつとはつきりわかるように、明快なことをず
ばつと決めればいいと思ふんですよ。

しかも、あれは一九六四年、昭和三十九年です
よね。ですから、あれがまだに生き延びていて、
その改定を誰も責任ある側が言い出さなかつた
ということが、ある意味では、そういうことが積
もり積もつて福島事故が起こつてしまつたわけ
ですよ。

ですから、今後も、その組織が変わつても、多
分御要職に当たられる可能性は高いと思ひますか
ら、ぜひお願いします。

○参考人(班目春樹君) 多分、その可能性はゼロ
だと思つています。

○田中三彦君 田中です。
ベントのこととちよつと確認だけさせていた
きたい。

ベントというのは、やはり放射性物質を出すか
出さないかという非常に重要な問題だと思ひま
す、格納容器から。聞き間違いでなければ、先ほ
どの御説明の中で、まず、ベントのことを思ひつ
いたというのが三月十一日の夜のことだと思ひ
ますけれども、そのときには、減圧による注水
のことを考えて格納容器の圧力を下げようと思
つたというふうにおっしゃつたように聞きました
が、それでよろしいですか。

○参考人(班目春樹君) はい、そういうふう
に考へていたと思ひます。

○田中三彦君 ということは、そのときは水素発
生のことは考へていらつしやなかつたという意
味ですか。

○参考人(班目春樹君) その時点では、要するに
水素がほとんどSR弁から噴いて、格納容器の
圧力が上がつていっているのだと思ひ込んでいま
した。

○田中三彦君 ただ、それは、水素がSRV経
由だとして上がらるんではないか。凝縮してしま
いますよね。

○参考人(班目春樹君) ええ、ですが、だんだん
格納容器のサブプレッションプール水温が上がつ

ていつて、それで蒸気発生が起こっているのではないかと推察していました。明らかに間違いでしたければいいです。

○田中三彦君 そうすると、東京電力がその後、夜中に考えて、手動の準備をし始めるベントというのとは、ちよつと意味が違ったベントを考えていらつしやう。

○参考人(班目春樹君) そのとおりです。時間が過ぎますので。

ですから、実際に格納容器の圧力が上がり出したのは多分夜中を過ぎていたと思いますけれども、そのあたりから、私自身は相当に何か頭の中でいろいろなことを考えて不安になっていたと思います。

○田中三彦君 そうすると、水素はまだそのときには発生していなかったんだけれどもという理解をされておられて、その後、だんだん水素のことが頭の中にめぐつてきた、そんな感じでしょうか。

○参考人(班目春樹君) ちよつと、そのときにかくいろいろなことを考えていたの何とも言えませんけれども、炉心が溶ければ水素が発生するのは、これはもう目明ですから、水素のことに頭がいかなかったわけでは絶対ありません。

ただ、それがどの時点だったかという、ちよつとはつきり言えないのが実情です。

○田中三彦君 もう一つだけ、済みません。水力学的動荷重の研究を多分なされていると思います。今回は、地震動と水力学的動荷重が重なるとか、そういうようなイメージは一瞬お持ちになったことはございますか。

○参考人(班目春樹君) 今回に関しては、特にはなかったですね。そういうことよりも、全電源喪失という話をばつと聞いて、そちらの方の対策としてどういふことが打てるのかということにばかり頭がいっていったという状況です。

○田中三彦君 ありがとうございます。

○委員長(黒川清君) ちよつと一つ戻って、今、石橋先生がおつしやうした立地審査指針のところ

ないけれども、今回は全くレベルが違うわけですね。だから、そういうところまで戻さないと、今度の、さつきおつしやうした新しい法律をつくらうとしていくというのは、そこまで考えているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 要するに、今まで日本では、シビアアクシデントは、これは事業者が自主的に対策を打っておけばよくて、規制の対象外だったんです。しかし、現実にはシビアアクシデントが起こったわけですね。

したがって、これからはシビアアクシデントもちゃんと規制の中に入れますということに今度の法律改正案はなっているというふうに理解しています。

○委員長(黒川清君) 事業者の責任。
○参考人(班目春樹君) いや、違います。今度は規制もちゃんと関与する。

○委員長(黒川清君) 今までは事業者の責任だったんですか。
○参考人(班目春樹君) ええ。ですから、非常に変なことが起こつていまして、多分、田中先生は詳しいと思いますが、例えばベントのための配管というのは、これは設工認の対象にすらなっていないんです。

○委員長(黒川清君) そうでした。それは最近ですね。もつと後の話でしたね。
○参考人(班目春樹君) 今も多分なっていないんです。根本的に見直さなきゃいけないところなんです。

○委員長(黒川清君) わかりました。ありがとうございます。
○参考人(班目春樹君) その次に、それでは、健康被害問題について、崎山委員と横山委員、お願いします。

○崎山比早子君 委員の崎山です。よろしくお願ひします。
安全委員会では、住民の健康被害の防止について、どの程度の優先順位で考えられていったんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) とにかく、住民の健康被害を起こさないこと、それはもう第一優先順位だというふうに考えております。

○崎山比早子君 第一。
それで、そのためにはどういふ施策というか指示をなさつたんですか。

○参考人(班目春樹君) 例えば、住民避難の話は、これは私がしたかどうかはちよつと本當にわからない形で行われています。しかし、三キロ、十キロ、二十キロという形で行われている。これが第一点ですね。

あとは、原子力安全委員会というのは、こういう事故が起こつた後は、基本的に助言機関ということになります。それで、原子力災害対策本部の方からいろいろ技術的な質問事項がやってくる。それに対してほとんど回答しているということをやっています。

その中には、例えば、汚染剤なんかの服用についての質問も多分あつたはずですし、それから、スクリーニングについて、いろいろ放射性物質で汚れている人に対する対応したらいいかというような質問もあつたでしょうし、そういうような皆さんの質問に次から次へと答えていた、これが原子力安全委員会の対応でございます。

○崎山比早子君 汚染剤の配付ということについて助言なさつたわけですね。
○参考人(班目春樹君) はい、していると思います。

○崎山比早子君 それは未端までちゃんと届いたんですか。
○参考人(班目春樹君) いまだもつて、原子力安全・保安院の方に問い合わせますけれども、回答がございません。

原子力安全委員会としては、緊急助言組織の鈴木元先生が汚染剤を服用させないよという助言を与えているらしいんですが、それがどこかで消えてしまつています。
○崎山比早子君 それはどうしてなんでしょう。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会の方ではわかりません。申しわけございません。

○崎山比早子君 避難所で渡す、そういうようなシステム自体の問題ということにはならないんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) まさにおつしやうとおりで、こういうときに汚染剤を一度集まつてもらつて渡すなどというのは、机上の空論にすぎなかつたと思つております。

そういう意味では、少なくとも、発電所の方の状況が差し迫つたときにすぐ逃げていただくような範囲の方には各戸配付をあらかじめしておくとか、そういうようなことも含めて、現在、防災指針なんかの見直しをやっているところでございます。

○崎山比早子君 見直しをやっている。
一番初めに、安全委員会ヨウ素剤検討会でもそういう案は出ていたはずなんですけれども、すぐ消えてしまったという感じ。私は、ヨウ素剤検討会で傍聴していたことがあるんです。

○参考人(班目春樹君) 一つのですか。
○崎山比早子君 一番初めのヨウ素剤検討会では、安全委員会の方ですか。
○参考人(班目春樹君) その医療分科会でしょう。

○崎山比早子君 ええ、そうです。
○参考人(班目春樹君) いや、消えていないと思います。各戸配付していますよ。

○参考人(班目春樹君) はい、今はしていません。
○崎山比早子君 そうですよ。

それから、四月十一日に安全委員会は、百ミリシーベルトは健康への影響はないというふうにしていました。衆議院の科学・イノベーションの委員会で、安全委員会の委員が、百ミリシーベルトで被曝すると、生涯、〇・五%のがん死亡率が上乗

せになるということをおっしゃいました。

四月の時点の見解と、それを五月に変えて、それで十月の修正ということ、ホームページで修正してあるわけですが、こういう基準のアドバースというのは、どなたがなさっているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 基本的には、原子力安全委員会では久住先生がその分野の専門家ということになってございますが、当然その後ろには多くの専門委員の方がついて、そういうふうな文書を作成してございます。

○崎山比早子君 では、原子力安全委員会の中の専門委員がそういうことを考えていらっしゃるということですか。

○参考人(班目春樹君) 専門委員というのはほかにも職業を持っていらっしゃる方が、そういう方と一緒に考えていただいているというのが実情でございます。

○崎山比早子君 四月の時点の発がんはないというふうな見解というのは、過小評価だったということですか、そうすると、健康への影響はないということがホームページにあったわけですか、これも。

○参考人(班目春樹君) 済みません、私、ちゃんと把握していないんですけれども、もしそういうのがあったとしたら、当然それは間違いだと思えます。

○崎山比早子君 今度、労働者の被曝のことに關してですけれども、東電の幹部から、労働者、放射線作業従事者の線量限度を百ミリから二百五十ミリシーベルトに上げるということを相談されて、二百五十ミリシーベルトに上げられましたね。その根拠はどういうことですか。

○参考人(班目春樹君) 根拠は、これはICRPの勧告によりまして、こういう非常事態の場合には、五百ミリシーベルトから千ミリシーベルトというのを基準になってございます。さらには、志願者については上限なしというルールを適用している国もございます。

私がやったことといいますが、原子力安全委員会というのは結局助言組織ですから、そういうふうな東電からの申し出に対しては、ICRPなどではこういうふうになっていきますということの説明は、実際の省令改正等々は規制行政の方で行われたものだということに理解しています。

○崎山比早子君 線量を上げる以外に方法を検討されたのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) その場ではどういう状況になっていったかという、実は、非常事態の場合には百ミリシーベルトまでだと、法律違反にならないように東京電力としては五十ミリシーベルトで運用せざるを得ない。そうすると、もう一切作業ができなくなってしまうというところで、ぜひ国際水準に合わせていただけないでしょうかという申し出があったので、国際水準はこうなっているという解説をしたんだというふうに記憶しています。

○崎山比早子君 ということは、放射線作業従事者の数が少ない、技術者の数が少ないということなんですか。

○参考人(班目春樹君) いいえ、違います。一回の作業で、下手をすると五十ミリシーベルト以上浴びてしまうような作業は、もう一切できなくなるといふことなので、これは万が一です。万が一のときでも法律違反になるようなことはできないとなると、本当に手足を縛られてしまつて、どうしようもなくなくなるので、国の方で法令を少し考えてくれないうという申し出があったんだと理解しています。

○崎山比早子君 それで、二百五十ミリシーベルトに上げてから労働者の放射線管理というのが少しずさんになったという声も聞かれます。守られども、きちつとその二百五十ミリというのを守られるように、どういうような指導をされているんでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 結局、具体的な指導というのは規制行政の方にお尋ねいただきたいんですけれども、作業者の放射線管理というのは大抵

なので、いろいろな形で、原子力安全委員会の方から原子力災害対策本部の方に助言はしているはずだと思います。

○崎山比早子君 次に、食品のことについてなんですけれども、三月十七日に厚生労働省が決めた食品と飲料水に対する基準ですけれども、その基準値についてどういう評価をされているのでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、暫定基準値というのは原子力安全委員会が定めたところの防災指針に書かれている値なんです。それがいつまでも使われるというのは好ましくないと思つていましたので、ちゃんと厚生労働省の方でしかるべき値を決めてくださいとずっと申し上げていたところ、値が出てきたものですから、それはそれで結構だと思つているということでございます。

○崎山比早子君 それで、下げるということに關してはこの間答申が出た。それはずっと方針としては守るということなんです。百ベクレルというのはい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としてどう考えるかですか。

○崎山比早子君 はい。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、ちゃんと厚生労働省の方で定めたんだつたらば、それに従つてきちんとやっていただきたい、それに尽きるということなんです。

○崎山比早子君 五百ベクレルというこの暫定基準なんですけれども、現在やられている基準です。それは、放射線障害防止法でクリアランスレベルというのがあると思うんですけれども、原発を解体したときに、百ベクレル・パー・キログラムです。そういうことだと、暫定基準値というのはそのクリアランスレベルよりも高いということなんです。

○参考人(班目春樹君) ちょっと私自身がよく理解できていませんけれども、要するに、クリアランスレベルというのは、もう管理を外しても結構

です。という値でございます。工業製品、農業製品、いろいろなものがありますけれども、そういうものに対して管理を外してもいいという基準でございます。

それから、食品の方の安全性に關しては、天然の放射性物質、カリウム40などが私自身にもあつて、私自身も大抵放射線源になってございますので、それとの比較で議論しなければいけないというところなので、ちょっとその比較が違うのではないかと気がします。

○崎山比早子君 それは自然放射線よりプラスに入るわけですから、カリウムや何かよりは食べるもので入る場合は。

○参考人(班目春樹君) ですから、したがって、カリウム40による影響に比べ十分無視し得るぐらい小さい値に定めていただければ結構だということ、そういうふうになっているというふうに私は理解しています。

○崎山比早子君 でも、今の基準ですと、四月に変われば別ですけれども、放射性廃棄物扱いにしなければならぬようなものを国民が食べさせられているということになるんじゃないかと思つてます。その点、いかがですか。

○参考人(班目春樹君) いや、ちょっと、済みません、そこまでちゃんと計算してないのでわかりませんが、それはなつていないと思つてます。

○委員長(黒川清君) それでは、これはまた後で。

○横山楨徳君 何ミリシーベルト以下だ、以上だ、こういう議論をしますと、あたかも閾値があるように思ふ方もおられるんじゃないかと思ふんですが、この辺は委員長はどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(班目春樹君) 原子力安全委員会としては、閾値はないということなんですと発言しているつもりでございます。

それで、結局、不幸にして、現在、現存被曝状況という状況にあるわけで、しかしながら、これ

を、計画被曝状況といいますが、年間一ミリシーベルト以下になるように努力し続けなければいけない、そういうことになっていきますので、閾値がもっと高いところにあるかもしれないという議論は一切なしに、やはり最終的には年間一ミリシーベルトを目指して最大限の努力をすべきである、これが基本的な考え方でございます。

○横山慎徳君 ということは、先ほど決定論から確率論へとおっしゃったことは、ここから以下はいんだとかいうことではなくて、どの場合にも、それはちよつと違つてお話しなすか。

○参考人(班目春樹君) 全く違つた話です。済みません。

健康影響の方とは全く別に、どういう事故を考へなければいけないかというときに、直径が六十センチもあるような配管がばかつと切れることまで考へているんだからもういいでしょうとは言わないで、もうちよつと現実的にどういふことが起こり得るのかというのを全部洗い出して、そういうものの確率もちゃんと計算して、そうした上でこういう事故に備へるようになりましょう、そういうふうな方針に変へるべきであるということをし上げたつもりでございます。

○委員長(黒川清君) 今のは多分、一つは、放射性廃棄物の処分をするときに、セシウムでいうと百ベクレル・パー・キログラム以上であれば、これは放射性の廃棄物だというふうに定義することになっていくんですね。ところが、食品については今回の厚生省から出たのは、例えば同じ放射性のセシウムでいうと、飲料水、牛乳・乳製品は二百ベクレル・パー・キログラム以上はやめなさい、それから野菜類その他では五百ベクレル・パー・キログラムというところ、放射性廃棄物よりはるかに高い値を食べてもいいのかねという話に解釈されるんじゃないかな。

後で調べていただいて、ちよつとお返事いただければいいかな。

○参考人(班目春樹君) はい。済みません、ちよつと勉強不足で申しわけありません。

○委員長(黒川清君) そう思いますので、その辺、またちよつと書いていただければよろしいかと思ひます。じやないと、早急に訂正しなくてはいけないのかもしれないなどちよつとこちらも思つたので、そういう質問が出たんだと思ひます。最後に、石橋先生から。

○石橋克彦君 ちよつと一つ。

このお話の最初に、原子力はもちろん住民の健康被害の防止を第一に考へていますという趣旨のことをおっしゃったと思ひますけれども、いや、それが、本当かなと言つては失礼ですけれども、このお話は、また立地審査指針に戻りますけれども、立地審査指針の「基本的目標」というところに、「万一の事故時にも、公衆の安全を確保し」と書いてありますけれども、その次に、「かつ原子力開発の健全な発展をはかることを方針として」と書いてあつて、やはりこれははかりにかかつて、必ずしも住民の健康第一ではこれまでなかったのではないかと、これは多くの国民が思つていふと思ひます。

これは班目委員長個人に申し上げておられるわけではあります。やはりこの辺も、福島事故を踏まえて痛切に反省していただかなければいけないと思ひます。

○参考人(班目春樹君) 原子力基本法もまさにそういう書き方をしてございまして、これも含めてしつかりと国会でも議論がされるものというふうに期待してございまして。

○委員長(黒川清君) きょうは本場にありますがどう見えてきまして、先生とフランクな意見を交換できて非常によかつたと思ひます。今回の事故というものは、本場に皆さんも余り予想していなかったらうと思ひますが、委員長として、原子力安全委員会としては、ある目標、それによつて何か達成されたとは言ひにくいのかも知れないけれども、その次に、いろいろ変わつてきたし、今度法律も変わつてくるという話ですが、これをどういふふうに委員長としては引き継いでいくのか。

それから、今の先生のスタッフもそうでだけれども、それぞれの適材適所というのはずごく大事だと先生おっしゃつたけれども、私もそうだと思ひます。そういう意味では、どういふふうにお考えかというのをざくざくと書いていただけたらと思ひます。

○参考人(班目春樹君) これだけの事故を経験して世の中が変わつていくことをとにかく踏まえると、今までと同じように、外国では気にしていても日本では起きませんよなといふ、そんな言いわけが通用しなくなつていく。これは明々白々です。そういう中で、きちつと機能するよう組織であり制度であり、それを支える人であつてほしいし、そういうふうになることをまさに国民全体できちつと監視していかなければいけないといふふうに思つております。

私自身は多分、立場は全然変わつてしまひますけれども、それをいろいろな形で見守つてまいりたいと思つております。

○委員長(黒川清君) それから、きょうの先生の話を聞いてみると、この委員会も、今議論してゐると、非常に意を強くするといふか同じ認識をしてゐるんだと思ひます。日本は今まで原子力も技術立国であるといふ評判があつて、日本でこんなことが起こつていふことは非常に信じられないといふ話を随分聞きます。

しかも、お互いにこれからこういう事故からどう学ばうかといふことで、委員会の問題、独立性の問題、人材の質の問題といふことが非常に今問われてゐるわけで、そういう意味では、確かに技術はそれだけだけれども、マネジメントその他のシステムの問題とかいふことがかなりあらさになつてきたわけですね。

そうすると、日本の原子力推進の基本にあるのは何なのかといふことは、向こうも日本語で書いてあつてもかなり調査していますから、そういうことからいふと、先ほど出ましたけれども、立地審査指針というのが昭和三十九年につくられたこ

との問題も、ちよつと先生の御意見も伺ひましたが、今から考へてみると、日本がそういうのをつくつたのは、明らかにアメリカのルールをまづ最初は採用しながら、先生がおっしゃつたようにいろいろ事故から学んで、どんどんきつていくといふプロセスがあつたんだけれども、実はそれが結構緩かつたんじゃないかという話は、日本だけではなくて世界が実は注目して、もう知つてしまつてゐることですよ。

だから、それに対応できない限り日本の国の信用はなかなか大変だろなと思ひますが、そういうことからいふと、あの設置基準そのものからいふと、意外にもところからは合はなかつたところが結構あるんじゃないか、もう建てられてしまつてゐるんじゃないかという話も、あるルールのもとでは多分できてゐるのかもしれないけれども、実際はかなりモディファイされたものを入れただけで、そこからちよつとも進んでないといふことが結構わかるんじゃないかと思ひます。

そういうことかといふと、発電所が幾つもあるかもしれないといふことなどは、先生の御専門からいふとどう思ひますか。

○参考人(班目春樹君) まさにこれからしつかりと、多分ストレステストといふのも行われるんではないかと、指針の根本的改定も行われると思ひますけれども、それに合はなかつたものを止めていく。そういう中で、本場に、総理がおっしゃつたように、世界最高の安全水準といふのを目指したといふところの決心をもう一度し直す必要があるといふふうに思つております。

○委員長(黒川清君) ありがとうございます。

世界一の安全といふこともそうなんだけれども、事故が起きたときは、その国民なり住民の安全と避難といふことをやはり考へないといけないという話も、もう一つ出てくると思ひます。

そんなことで、本場にきょうは、班目委員長のフランクな意見を伺ひていただきまして、どうもありがとうございます。御礼申し上げます。